

原規規発第 2006151 号
令和 2 年 6 月 1 5 日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会

原子炉安全専門審査会への指示について（通知）

原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）第 1 4 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

- 1 . 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 2 . 令和 2 (2020) 年 1 月に実施された I R R S (I A E A の総合規制評価サービス) のフォローアップミッションの結論 (輸送に係る結論を含む) を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
- 3 . 令和 2 (2020) 年 4 月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 4 . 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 9 の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。

5 . 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価
について調査審議を行い、助言を行うこと。